

環境影響評価書案審査意見書

「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子
（公印省略）

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京二十三区清掃一部事務組合

代表者：管理者 吉住 健一

所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：世田谷清掃工場建替事業

種 類：廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の所在地

東京都世田谷区大蔵一丁目 1 番 1 号

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

世田谷清掃工場では、排ガス漏洩による建物内のダイオキシン類汚染が懸念されていることから、ダイオキシン類を含むばいじん等の事前除去方法について、周辺住民への周知・説明を十分に行うとともに、既存建築物解体時における粉じん飛散防止対策について徹底を図ること。